

# 県営建設工事を施工する皆様へ

## 平成30年4月から、全ての下請負人を 社会保険等加入者に限定します。

平成30年4月1日以降公告の工事から、社会保険等に未加入である建設業許可業者※を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止します。

社会保険等未加入者を下請負人とした場合、次の措置を実施します。

- ① 工事成績評定の減点
- ② 受注者への指名停止措置

※「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者を指します。

### 注意

下請負人としてはならない社会保険等未加入業者とは、**事業所として加入義務**があるにもかかわらず社会保険等に加入していない者(法人・個人事業主)を指します。

事業所として加入義務のある社会保険等とは？

⇒事業所としての加入を確認するのは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3つです。

事業所の形態や雇用人数等によって、加入しなくてよい場合もありますので、どの保険に加入しなければならないかは年金事務所等に確認してください。

**[注意]加入義務のない方に強制的に加入を求めるものではありません。**

### 《事業所の形態は？》

### 《社員は？》

### 《入るべき保険は？》

事業所の形態	社員	入るべき保険		
		雇用保険	医療保険	年金保険
法人	1人～(役員含まない)	必要	協会けんぽ、健康保険組合等	厚生年金
	役員のみ	-	協会けんぽ、健康保険組合等	厚生年金
個人	5人以上(事業主を含まない)	必要	協会けんぽ、健康保険組合等	厚生年金
	1～4人(事業主を含まない)	必要	国民健康保険、健康保険組合等	国民年金
	事業主のみor同居親族のみ	-	国民健康保険、健康保険組合等	国民年金

※ 法人は社長1人でも社会保険の対象です。  
法人として健康保険や厚生年金に加入していなければ適切な保険に加入していません。

国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

建設企業向け無料相談窓口：岩手県社会保険労務士会 電話 019-651-2373



※ 加入のご相談は、年金・健康保険についてはお近くの年金事務所、雇用保険についてはお近くのハローワークへお問い合わせください。

担当：岩手県県土整備部建設技術振興課 電話019-629-5942

(H30.2.5)